

(案)

〇〇地域包括支援センター運営業務仕様書

1 業務名

〇〇地域包括支援センター運営業務

2 担当区域（履行場所）

〇〇校区

3 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

4 業務目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

5 地域包括支援センターの設置

受注者は、担当区域内に地域包括支援センターを設置すること。

6 職員体制

受注者は、次の資格を有する専従の常勤職員を各1名以上配置し、管理者（兼務可能）を配置すること。

(1) 保健師またはこれに準ずる者

準ずる者とは、地域ケア・地域保健等に経験のある看護師（准看護師は含まない）をいう。

(2) 社会福祉士またはこれに準ずる者

準ずる者とは、福祉事務所等の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者をいう。

(3) 主任介護支援専門員

7 業務内容（地域包括支援センター運営方針）

受注者は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアシステムを実現するため、次の業務を行うこと。なお、業務の実施にあたっては、基幹型地域包括支援センターと連携及び役割分担を行い、効率的・効果的に実施すること。

(1) 総合相談支援

①地域におけるネットワーク構築

効率的・効果的に支援を必要とする高齢者を把握し、相談支援につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ること。

上記を実施していくために、地域団体やサービス提供機関、専門機関等の活用可能な社会資源の把握を行うこと。

また、地域の社会資源の状況に応じて、様々な制度等の普及啓発（地域包括支援センターの周知、認知症サポーター養成講座の開催、高齢者虐待防止の啓発等）を行うこと。

②相談支援

(ア) 初期相談

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた相談を受け、的確なアセスメントによる、適切なサービス、関係機関および各種制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

(イ) 継続支援

初期相談において、専門的・継続的な関与が必要と判断したときは、高齢者の課題に応じた目標の設定や支援方針の作成を行い、当該高齢者や関係機関から定期的に状況を把握し、継続して支援していくこと。

(2) 権利擁護

①普及啓発

発注者及び基幹型地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待の防止及び早期発見、消費者被害の防止、成年後見制度の普及、認知症に関する啓発のための啓発活動を行うこと。

②高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）」第17条に規定する次の業務を行うほか、「堺市における高齢者虐待への対応（平成24年4月作成）」に基づき基幹型地域包括支援センター及び発注者と連携し適切な対応を取ること。

(ア) 高齢者及び養護者に対する相談、指導及び助言（高齢者虐待防止法第6条）

(イ) 高齢者虐待に係る通報又は届出の受理及び当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置（高齢者虐待防止法第9条第1項）

(ウ) 養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置（高齢者虐待防止法第14条第1項）

【参考】 高齢者虐待防止法（事務の委託）

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

③消費者被害への対応

消費者被害が発生したときは、消費生活センター等の関係機関と連携し、被害回復及び再発防止のための支援を行うこと。

④成年後見制度の利用支援

成年後見制度の円滑な利用に向けて、鑑定書又は診断書の作成手続きに速やかに取り組めるよう、地域の医療機関と連携すること。また、高齢者にとって適切な成年後見人を選任できるよう成年後見支援団体等との連携、申立書類の作成補助や市長申立につなげる等の利用支援を行うこと。

⑤認知症高齢者等への支援

認知症高齢者等の権利擁護を必要とする高齢者に対して、必要なサービスにつなげる等の支援を行うこと。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

①包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

病院・施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアマネジメントを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制の構築に努めること。また、地域の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実践するため、介護支援専門員と関係機関との連携を支援すること。

②介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換の場を設定（介護支援専門員連絡会を開催等）し、介護支援専門員のネットワークを構築・活用すること。

③介護支援専門員への支援

地域の介護支援専門員からの相談に対し、その内容に応じ、ケアプラン作成に関する助言、介護支援専門員との同行訪問、サービス担当者会議の開催等の支援を行うこと。

(4) 介護予防ケアマネジメント

二次予防事業対象者と思われる高齢者に対して、基本チェックリストを実施すること。また、二次予防事業対象者として選定した者について、アセスメントを実施し、適切な介護予防事業への参加につなげる支援を行うこと。

(5) 地域ケア会議の開催

多職種協働による個別ケースの支援のための地域ケア会議を開催し、個別課題解決、地域課題の発見・把握を行い、区域内における高齢者支援ネットワークの構築につなげること。

また、上記により蓄積された有効な支援方法や地域課題を基幹型地域包括支援センターに報告し、地域課題の解決についての検討を行うこと。

(6) その他

この仕様書に定めるもののほか、発注者が示す地域包括支援センター評価基準や業務マニュアル等をもとに業務を実施すること。

また、業務の実施にあたり対応困難な事態が発生したときは、発注者、受注者及び基幹型地域包括支援センターが協議、協働のうえ対処するものとする。

(7) 平成27年度重点取り組み事項

堺市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、関係機関との連携を推進するため、次の取り組みを重点的に行うこと。

①多機関連携による個別支援

個別ケースにおいて、関係機関と積極的に連携して支援し、関係機関とのネットワーク構築を行うこと。

②地域ケア会議

多機関連携による個別支援を個別ケース支援のための地域ケア会議の開催につなげていき、そこで築かれた関係機関とのネットワークを校区単位や圏域単位の地域ケア会議の開催につなげていくこと。

8 業務システムの利用

受注者は、本業務を処理するにあたり、発注者の提供する業務システムを利用すること。また、利用にあたっては、堺市個人情報保護条例(平成14年条例第38号)のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(1) システム操作者

業務システムを利用できるのは、発注者が認めた者とする。

(2) 書類の提出

受注者は、業務システムを利用する者について、次の書類(発注者の指定する様式によるものをいう。)を発注者に提出しなければならない。変更が生じた場合も同様とする。

- ① 個人情報等の保護に係る誓約書
- ② 業務従事者届
- ③ 業務従事者からの秘密保持に関する誓約書

9 業務報告

受注者は毎月、業務内容その他必要な事項を記載した報告書を作成し、発注者の指定する方法で提出すること。

10 緊急時の体制

受注者は、緊急時(高齢者の権利擁護、虐待等)に職員と連絡がとれるように、夜

間や休日の連絡体制を整備すること。

11 人材育成

職員に対して研修の機会を設け、研修で得た知識を他の職員と共有し、資質向上に努めること。

12 苦情解決体制の整備

苦情対応・解決・改善・再発防止のための体制の整備を行うこと。

13 公平・中立性の確保

受注者は、地域包括支援センターを運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者、団体及び個人を有利に扱うことがないように十分配慮すること。

14 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

①受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

②これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、再委託契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

①受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りではない。

②受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。

③受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

①受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為

(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

- ②受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

15 その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とで協議して定めるものとする。